

掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部 対応方針（第16版）

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が発出する感染状況の監視、県内外の移動制限を示した「ふじのくにシステム」に基づき対応していく。

7月29日に掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、「掛川市対応方針」を、次のとおり改定します。

（追加、変更した箇所については下線を引いてあります。）

1 新型コロナウイルス感染症への対応全般

「三つの密」の回避、マスク着用、人と人との距離の確保など「新しい生活様式」の実践と基本的な感染防止対策の徹底及び感染リスクの高い施設の利用の回避、マスク非着用での歌唱や大声での会話など感染リスクの高い行動を回避する。

県境を跨ぐ不要不急の移動については、静岡県及び訪問先の県等が発表している行動制限を尊重する。

2 小・中学校、保育園、幼稚園等の対応について

（1）小・中学校について

・教職員、児童生徒等が感染または濃厚接触者となった場合は、該当する学校の情報収集及び対応検討のため3～7日程度の臨時の閉鎖とする。

※学校閉鎖（休校）、学年閉鎖、学級閉鎖のいずれかの閉鎖措置をとる。

・感染拡大の恐れがあると判断された学校は、臨時閉鎖を延長する。

・専門家等の意見に基づき、感染拡大の恐れがないと判断された場合は、通常登校とする。

・長期の休校に備えて、オンライン学習をさらに推進する。

（2）放課後児童クラブ（学童）について

・学校閉鎖（休校）の場合は、閉所、学年・学級閉鎖の場合は該当の学年・学級の児童は利用停止とする。

（3）幼稚園、保育園、認定こども園等について

・園児や園職員が感染または濃厚接触者となった場合は、園児や園職員の活動の状況や、地域における感染拡大の状況及び感染経路等を踏まえ、園の全部または一部の臨時休園等の感染拡大防止対策を実施する。

・園児が感染または濃厚接触者となった場合は、出席停止、または登園自粛を依頼する。

・私立園については、市と同様の対応を依頼する。

3 イベント・会議等の対応について

○ 掛川市が主催するイベントや会議等を実施する場合には、基本的な感染症対策や「新しい生活様式」を踏まえ、適切に対応する。

○ 関係団体が主催する場合は、所管課から掛川市の意向を伝え、感染症対策の徹底を依頼する。

4 公共施設について

- 掛川市が管理する公共施設は、基本的な感染症対策や「新しい生活様式」を踏まえ、適切に対応する。

5 医療体制の充実について

- 帰国者・接触者相談センター又は地域の開業医等が必要と認めた方に対し、適切かつ速やかにPCR検査を実施するため、検体採取センターの開設期間を延長し実施する。
- 掛川市が備蓄しているマスクを、不足している医療機関や高齢者施設、乳幼児施設等へ提供する。
- 妊婦の方に対しては、今後、国から提供される布マスク月2枚に加えて、市民等から寄贈を受けたマスクを追加し提供する。

6 職員の出張等へ対応と庁舎内のソーシャルディスタンス確保について

- 職員の出張等については、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から発出される「移動制限」の情報に沿って行動することを基本とするが、県内外を問わず、必要性について十分に考慮し慎重に対応する。また、引き続き、在宅勤務、サテライトオフィス、時差勤務及び庁舎内のテラスや会議室での執務などを活用することで、職員の座席間隔を空け、接触機会の低減を図る。

7 産業経済対策について

- 経済的な支援について、国や県の支援対策の動向を踏まえ、必要な対策の実施に万全を期すよう検討する。
- 飲食店やホテル、旅館等の施設について、施設に応じた感染拡大予防対策を徹底する。

8 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせについて

- 掛川市における問い合わせ先は、掛川市健康医療課（0537-23-8111）、地域包括ケア推進課（西部ふくしあ：0537-29-5977 東部ふくしあ：0537-61-2900 中部ふくしあ：0537-28-9713 大東ふくしあ：0537-72-1116 大須賀ふくしあ：0537-48-1007）とする。
- 新しい生活様式等、感染予防の周知とともに「新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）」ほか、厚生労働省のSNSによる情報発信の活用を推進する。

9 新型コロナ緊急支援対策室について

- 「特別定額給付金」に関する相談、支給業務及び新型コロナウイルス感染症緊急支援等に関する市民からの問合せを一元的に対応するため、新型コロナ緊急支援対策室(21-1217)を設置している。

※ 今後の状況により、「掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、対応方針の改定を行っていく。